

# 全体財務書類における注記

## 1. 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産・・・・・・・・取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格1円としています。  
イ 昭和60年度以降に取得したもの  
取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価  
取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格1円としています。
- ② 無形固定資産・・・・・・・・原則として取得原価  
ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券・・・・・・・・償却原価法(定額法)
- ② 満期保有目的以外の有価証券  
ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格  
(売却原価は移動平均法により算定)  
イ 市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価(又は償却原価法(定額法))
- ③ 出資金  
ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格  
(売却原価は移動平均法により算定)  
イ 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品・・・・・・・・先入先出法による原価法

### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・・・・・定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  
建物 8年～50年  
工作物 10年～30年  
物品 2年～20年
- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・・・・・定額法  
(ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)  
・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

### (5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金  
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。
- ② 徴収不能引当金  
未収金については、過去の不納欠損率又は個別の回収可能性の検討により徴収不能見込額を計上しています。  
長期延滞債権については、過去の不納欠損率又は個別の回収可能性の検討により徴収不能見込額を計上しています。  
長期貸付金については、過去の不納欠損率又は個別の回収可能性の検討により徴収不能見込額を計上しています。
- ③ 退職手当引当金  
期末自己都合要支給額を計上しています。
- ④ 賞与等引当金  
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当等並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）  
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引  
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 採用した消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象会計については、税抜方式によっています。

2. 追加情報

(1) 連結対象団体(会計)の一覧、連結の方法

連結の方法は次のとおりです。

一般会計 一般会計 : 全部連結

一般会計 土地取得特別会計 : 全部連結

公営企業会計 水道事業会計 : 全部連結

公営企業会計 下水道事業会計 : 全部連結

特別会計 国民健康保険特別会計 : 全部連結

特別会計 と畜場特別会計 : 全部連結

特別会計 介護保険特別会計 : 全部連結

特別会計 後期高齢者医療特別会計 : 全部連結

(2) 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

令和2年度当初予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

事業用資産 509,245千円 (198,220千円)

土地 509,245千円 (198,220千円)

令和2年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

上記の(198,220千円)は貸借対照表における簿価を記載しています。